

○伊那市総合計画審議会条例

平成19年3月23日

条例第9号

(設置)

第1条 総合計画の策定について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、市議会議員、識見を有する者及び公募者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、当該総合計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員が互選する。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。